

<平成21年度スポーツ振興くじ助成事業>

総合型地域スポーツクラブ創設支援事業 経理処理要領

本事業の実施にあたっては、「総合型地域スポーツクラブ創設支援事業 実施要項」に定めるほか、本経理処理要領に定めるところによる。

1. 事業名 総合型地域スポーツクラブ創設支援事業

2. 事業対象期間 平成21年4月1日 ～ 平成22年2月28日

※平成21年度中に設立をする場合は、総合型クラブが設立される日（クラブの理念・目的等を定めた規約が成立する日）までとする。

3. 委託金の交付等

日本体育協会は、創設支援クラブとして内定を受けた団体より、委託金交付申請書の提出があったときは、これを審査し、適正と認めた場合は、1,200,000円を上限とする委託金額（1,000円未満切捨て）の交付を決定する。

(1) 委託金の概算払い

委託金交付申請書に基づき、委託金額の全額を委託契約締結後1ヶ月以内に概算払いにより創設支援クラブへ交付する。

(2) 負担金の納付

創設支援クラブは、委託金受領後、負担金として委託金の1/10の額を日本体育協会に納付する。

(3) 委託金の確定

日本体育協会は、創設支援クラブより提出のあった事業実施報告書に基づき、書類の精査及び実地調査等を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託金額を確定し、創設支援クラブ及び当該都道府県体育協会に通知する。

なお、事業実施報告書を精査し、委託金額の確定を行い、既に支払った委託金に超過があるときは、創設支援クラブは、超過額を日本体育協会に返還しなければならない。

また、確定した委託対象経費が400,000円に満たない場合、当該事業を委託対象外とし、当該創設支援クラブは既に受領済の委託金全額を日本体育協会へ返還しなければならない。

4. 委託対象経費

委託金の対象経費は以下のとおりとし、その限度額等は別に定める経理処理基準（別表A：諸謝金単価基準、別表B：旅費支払対象事業等基準）に示すとおりとする。

また、事業対象期間中に支出した経費を対象とする。

なお、委託金は、特定の科目に偏らないようにすること。（消耗品費が占める割合は、対象経費総額の2割程度とする。）

諸謝金、旅費、借料及び損料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃金、会議費、雑役務費、その他事業の実施に直接必要な経費

5. 委託金の経理処理

(1) 帳簿の整備

創設支援クラブは、収支簿を備え、他の経理と区分して本事業に係る収入額及び支出額を記載し、委託金の使途を明らかにするものとする。

(2) 委託事業専用口座の準備

創設支援クラブは、金融機関に委託事業についての専用の口座を設けること。（委託事業終了時

まで変更はできない。ただし、クラブ名や代表者変更に伴う名義変更は可能。)

(3) 証拠書類の整備

各経費の領収書等証拠書類は、支出科目別、事業別に整理し、**1枚1枚が重ならないようA4版用紙に貼付の上、事業中間報告書、事業実施報告書の提出の際に添付すること。**

(4) 利息の充当

委託金により生じた利息については、本事業を実施するために必要な経費に充当するものとする。

(5) 各科目支払明細表及び収支決算書の作成

科目毎の経理処理基準に準拠し、**内訳を詳細**に記入した科目支払明細表を科目毎に作成する。
また、収支決算書を作成し、**事業中間報告書、事業実施報告書の提出の際に添付すること。**

(6) 関係書類の保存

創設支援クラブは、(1)の支出額について、その支出内容を証明する書類を整備し、収支簿とその他関係書類とともに事業終了の翌年度から5年間保存する。

6. 事業中間報告書及び事業実施報告書の提出

(1) 事業中間報告書

創設支援クラブは、10月末までの事業実施状況について、所定の事業中間報告書を作成し、平成21年11月10日(火)までに、各都道府県体育協会に提出すること。

なお、都道府県体育協会はこれを精査して、平成21年11月18日(水)まで日本体育協会に提出すること。

(2) 事業実施報告書

創設支援クラブは、事業が終了した日から30日以内または平成22年3月5日(金)のいずれか早い日までに所定の事業実施報告書を各都道府県体育協会に提出すること。

なお、都道府県体育協会はこれを精査して、創設支援クラブより提出された日から30日以内または平成22年3月12日(金)のいずれか早い日までに日本体育協会に提出すること。

7. 事業中間報告書及び事業実施報告書の提出方法

各報告書の提出にあたっては、**各科目明細表の順番に並べた領収書等(個人領収書、借料及び損料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃金、会議費、雑役務費の各証拠書類)原本およびFD等(各科目明細表等データを保存したもの)を併せて、日本体育協会に提出するものとする。**

また、各創設支援クラブにおいて機関決定した謝金支給基準表、旅費支給規程と源泉徴収税納付書の写しを添付すること。

8. 計画の変更

創設支援クラブは、委託金交付申請書にて承認された計画の内容を下記のとおり変更する場合は、事前に日本体育協会及び当該都道府県体育協会に対し、所定の様式にて通知しなければならない。

- ① 事業計画書の内容に著しく変更が生じる場合(大幅な事業実施内容の変更、経費項目の変更等)
- ② 各経費項目のそれぞれ20%を超える額を流用する必要がある場合
- ③ 委託金総額の10%を超える変更がある場合(決算見込み額が、委託金の90%を下回ると想定される場合等)

9. その他

この要項に定めのない事態が生じた場合は、日本体育協会と当該都道府県体育協会及び当該創設支援クラブが協議して、適切に対応するものとする。